

# 久留米市 景観アドバイザー 制度をご活用下さい

久留米市では、魅力ある景観の形成を推進し、地域の特性を活かした景観づくりを支援するため、「久留米市景観アドバイザー制度」を創設します。（平成27年10月1日より運用開始）

## 景観アドバイザー制度とは

「久留米市景観アドバイザー制度」とは、建築、土木、色彩、屋外広告物、京町（京町周辺景観重点地区）の各分野における専門家が、皆様からの建築物や工作物、屋外広告物等に関する景観上の相談に対し、助言（アドバイス）を行う制度です。

## 主な相談内容

- 景観形成上、配慮が求められる建築物や工作物、屋外広告物等の **色彩**や**デザイン**等に関すること
- 周辺景観へ影響を与える公共施設等の**色彩**、**デザイン**等に関すること



## 景観アドバイザーの分野について

久留米市景観アドバイザーは、以下の各分野の専門家5名からなります。

建築	土木	色彩	屋外広告物	京町

## 相談日など

- 相談日：随時（予約制です。1回1時間程度を想定しています。）
- 相談料：無料
- 相談場所：市役所会議室など
- 申込方法：申請書と必要資料を市都市計画課へ提出（まずは都市計画課へお問合せください。）

### ●問合せ先

久留米市 都市建設部 都市計画課 〒830-8520 福岡県久留米市城南町 15番地3  
TEL：0942-30-9083 FAX：0942-30-9714 E-mail：toshikei@city.kurume.fukuoka.jp

# 久留米市景観アドバイザー制度 フロー図

